

平成16年4月13日判決言渡・同日原本領收 裁判所書記官

平成14年(仮)第353号損害賠償(住民訴訟)請求事件

口頭弁論終結日 平成16年2月12日

判 決

東京都品川区西大井四丁目3番7号

原 告 佐 藤 龍 雄

東京都品川区西大井六丁目10番21号-307

原 告 篠 津 ユ キ

東京都品川区西大井四丁目21番10号

原 告 田 出 浩 二

東京都品川区南品川四丁目6番5号

原 告 星 葉 廣 久

原告ら4名訴訟代理人弁護士 千 楠 本 行

同 同 佃 敏 彦

同 同

東京都品川区東品川三丁目24番5号-202

被 告 築 館 武 雄

同訴訟代理人弁護士 杉 本 秀 夫

同 同 柳 川 恒 子

同 同 笹 倉 興 基

主 文

1 原告らの請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用はこれを2分し、その1を被告の負担とし、その余を原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、東京都品川区に対し、金29万8286円及びこれに対する平成14年9月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、東京都品川区（以下「品川区」という。）の住民である原告らが、品川区長が自由民主党品川区議団（以下「区議団」という。）に交付した平成13年度政務調査費について、区議団が同政務調査費を調査等とは無関係の飲食代等に支出したのは違法である旨主張して、平成14年法律4号による改正前の地方自治法（以下、単に「地方自治法」という。）242条の2第1項4号後段に基づき、品川区に代位して、各支出当時の区議団の代表者であった被告に対し、民法703条に基づく不当利得返還請求権、品川区議会における政務調査費に関する条例（以下「条例」という。）9条1項に基づく政務調査費返還請求権（以下「条例上の返還請求権」といい、これに対応する義務を「条例上の返還義務」という。）又は民法719条に基づく不法行為による損害賠償請求権を理由として交付を受けた政務調査費のうち金29万8286円及び訴状送達の翌日である平成14年9月25日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める住民訴訟である。

当初、原告らは、区議団が研究費名目でした支出のうち208件合計620万4452円が違法である旨主張し、同金額及び遅延損害金の支払いを求めたが、平成15年12月12日付け申立書により、別紙記載の7件の支出（以下「本件各支出」という。）の合計である前記金額及び遅延損害金に請求を減縮した。

2 前提事実（認定根拠を掲記しない事実は当事者間に争いがない。）

（1）当事者等

原告らはいずれも品川区の住民である。被告は、品川区議会の会派である

区議団の平成13年度の代表者を務めていたものである。区議団には、平成13年度において13人の区議が所属していた。

(2) 政務調査費に関する法律及び条例の定め

ア 地方自治法の定め

地方自治法100条12項は、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができるし、この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならないとする。

また、同条13項は、前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとすると定める。

イ 条例等の定め

(ア) 品川区では、ア記載の地方自治法の定めに基づき、品川区議会における各会派に対する政務調査費を交付することに關し必要な事項を定めるため(1条)に、「品川区議会における政務調査費に関する条例」(条例)を定めている。条例は、政務調査費は品川区議会議員の調査研究に資する経費の一部に充てるため、品川区議會議長に結成を届け出た会派(所属議員が一人の場合を除く。)に対し(2条)、会派の代表者が毎年度4月10日までに区長に申請し、区長が交付決定をした場合に(4条)、月額19万円に当該会派の所属議員数(毎四半期の最初の日における会派の所属議員をもって算定する(3条2項))を乗じた額を(3条1項)、毎四半期ごとに(5条1項)交付するものとする。また、条例は、会派は、政務調査費を区政に関する調査研究以外の経費に充ててはならず(6条)、会派は、政務調査費の使途及び経理を明確にするために、当該会派の議員のうちから政務調査費経理責任者を定めなければならず(7条)

1項)、経理責任者は、政務調査費の收支について会計帳簿を調整し、その内訳を明確にするとともに、領収書等を整理しなければならない(7条2項)ものとする。さらに、条例は、代表者は、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を毎四半期の終了の日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならず(8条1項)、当該会派が受けた政務調査費を区政に関する調査研究以外の経費に支出した場合は、当該経費に相当する額を(9条1項)、また、当該会派が交付を受けた政務調査費の総額から、その年度において支出した政務調査費の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額を(9条2項)、それぞれ区長に返還しなければならないとする。

(イ) 条例の定めを受け、品川区議会議長が議長訓令として「品川区議会における政務調査費の交付に関する規程」(以下「規程」という。)を定め、同規程は、3条で、政務調査費の交付を受けた会派は、別表に定める用途基準に従った経費に充てなければならないとし、別表においては、研究費(品川区の事務及び地方行財政に関する調査研究に要する経費並びに調査を委託する場合の経費)、研修費(研修会、講習会を実施する経費ならびに他団体が開催する研修会、講習会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に関する経費)、会議費(各種会議に要する経費および参加経費)、資料費(議会審議に必要な資料を独自に作成するために要する経費および調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費)、広報・活動費(議会活動及び区政に関する政策等の広報・活動に要する費用)、事務費(事務遂行に必要な経費)、人件費(議員の会派活動を補助する職員及び臨時職員を雇用する経費)の各項目が挙げられている。

ウ 支出に至る経緯

(ア) 被告は、区議団の代表者として、平成13年度の区議団の政務調査費

として、第1期から第4期まで各741万円、合計2964万円の交付を受け、第1期に650万8179円、第2期に697万9496円、第3期に897万9521円、第4期に742万0967円の2988万8163円を支出した。不足分の24万8163円は、不足分として次期に繰り越されている。

(イ) 前記支出のうち、研究費は、計656万7209円に上るが、研究費の支出のうち620万4452円は、東京都内の飲食店において支出されている。

エ 本件訴訟に至る経緯（甲8、甲9）

(ア) 原告らは、平成14年7月23日、品川区監査委員に対して、区議団が「研究費」の名目で支出した政務調査費について、会派代表者に対する返還請求を行わせる等の必要な措置を講ずることを求めて、地方自治法242条に基づく住民監査請求を行った。

(イ) これに対し、品川区監査委員は、原告らの監査請求は支出の違法性又は不当性を具体的かつ客観的に掲示したものとはいえず原告の主觀を述べたものにすぎないから、監査を実施しないとして、平成14年8月13日付けの「品川区職員措置請求について」と題する書面で原告らに通知した。

3. 当事者の主張

(1) 原告ら

ア 本案についての主張

(ア) 本件各支出の違法性

区議団は、研究費名目で支出した政務調査費656万7209円のうち620万4452円を飲食経費のために支出した。支出先の内訳は、すし店、しゃぶしゃぶ店、うなぎ店、割烹料理店などであり、中には、居酒屋、カラオケ店、バー、クラブ、スナック、パブ、キャバレーなど

での支出も含まれており、酒食費、遊興費と思しき支出もある。

政務調査費は、区議としての具体的な「調査研究に資する必要な経費の一部に充てる」ために支給されるものであり、政務調査とは無関係の飲食経費に充てることは許されず、スナック、バー、キャバレーなどの支出は言語道断である。

すなわち、本件各支出が政務調査費の使途基準に反するものであることは、支出がされた場所のみから明らかというべきであり、本件各支出は違法なものということになる。

(イ) 被告に対する返還請求権

本件各支出は、「区政に関する調査研究」以外の経費に支出されたものであり、被告は、区議団の代表者として、品川区に対し、支出金額相当の額を返還する条例上の返還義務又は民法上の不当利得返還請求権を負う。

(ウ) 被告に対する損害賠償請求権

被告が所属する区議団の議員らは、前記アのとおり、政務調査費の目的外である本件各支出をしたところ、これらは、区議団という会派として受領した政務調査費を、会派として互いにチェックすることなく、日常的に繰り返しされた目的外使用の最たるものであって、会派所属の全議員が共同不法行為責任を負う。よって、会派所属の議員らは、共同不法行為者として、各自本件各支出相当額の損害賠償をする不真正連帯債務を負うところ、被告は、区議団の代表者であって、もとより区議団の一員であるから、上記の損害賠償義務を負っている。

(エ) 請求の対象について

被告は、原告らの度重なる求釈明にもかかわらず、研究費名目での支出の具体的な使途等についての釈明を行わず、被告が行ったという会議の資料等についても提出を行わない。原告らとしては、できる限り早期

に本件訴訟での審理を終結し、判決を受けることを望んでいるため、およそ会議の場として用いることが不可能である遊興場所における支出である、本件各支出のみに請求の対象を限定した。

(オ) 被告の損害論に係る主張について

a 信義則違反

被告は、平成15年12月12日の第9回口頭弁論期日において、これ以上の審理の必要はなく、被告として本案について新たな主張を行わないことを明言したにもかかわらず、原告らが請求対象を絞り込むや否や、区議団として請求金額を全額支払い、区に損害がないとの主張を追加したものである。

すなわち、被告は、本案について主張を行わないとの姿勢を示すことによって、原告らに請求対象の減縮を余儀なくさせ、原告らが請求を減縮するや請求棄却判決を求めていているのであり、こうした訴訟の経緯に照らすならば、被告の主張の追加は、明らかに自らの前言を翻して、本案についての主張を行い審理を求めるものであって、信義に反するものであるというべきである。

b 時期に遅れた攻撃防御方法の提出

前記aの経緯によれば、被告がした区に損害が存しないとの主張は、故意又は重大な過失により時期に遅れてされたものであり、明らかに攻撃防御方法の適時提出義務に違反し、却下されるべきである。

c 抗弁として失当であること

本件訴訟は、区の被告に対する条例上の返還請求権、不当利得返還請求権又は損害賠償請求権の履行を求めるものであるところ、区議団は、政務調査費の支出は目的の範囲内で、今回の金員支払の理由についても「誤解を招きかねない不相当な支出であった」というにすぎず、また、条例9条2項の残余金として支払ったものとされており、不当

利得返還義務ないし損害賠償義務の存在を前提としたものではなく、区議団による支払は、本件で問題とされた債務の有効な弁済にはなり得ない。

イ 被告の本案前の主張について

(ア) 被告が被告適格を欠くとの主張について

- a 会派は、個々の構成員が重要な意味を持つ点で社団性を欠くものであり、実際の代表者が誰であるのか不明確である上、運営に関する規則が存しないこと、独自の財産を有していないことによれば、権利能力なき社団には該当しないというべきであり、そうすると、社団に帰属すべき権利義務関係は、構成員個人に帰属することとなるから、被告は、被告適格を有するものということになる。
- b 仮に、区議団に法人格なき社団の地位を認めるとしても、本件9条1項は、代表者個人に返還義務を課したものと解釈すべきであり、そうであるとすれば、被告が条例上の返還請求権の相手方として被告適格を有することは明らかである。

(イ) 条例上の返還請求権は代位請求が認められないものであるとの主張について

地方自治法242条の2第1項4号後段による請求（以下「4号後段請求」という。）は、自治体の財産上の損害・損失の回復と損害発生予防のための規定であり、これらの趣旨にかんがみれば、4号後段請求の対象を同条に列挙されたものに限り、他のものを排除する必要はどこにもなく、本件において、被告が負担すべき条例9条1項による返還請求権も、4号後段請求の対象となるものと解すべきである。

(2) 被 告

ア 本案前の主張

(ア) 不当利得返還請求権に係る訴えについて

a 条例 2 条が政務調査費の交付の対象を「会派」と明示していること、会派が、社団性を有し、代表者及び規則の定めを有し、独自の財産こそないもののそれを保有しうる団体である上、地方自治法上に認められた団体であって、権利能力なき社団としての性質を有することにかんがみれば、政務調査費の交付の対象は、会派の代表者個人ではなく会派である。そうすると、条例 9 条に基づき、返還義務を負担するのも会派であるというべきであり、条例 9 条は、会派の代表者が行うべき手続を定めたものにすぎず、代表者が実体的に返還義務を負うことを定めたものではない。

そうすると、本件訴えのうち、不当利得返還請求権に基づく請求に係る部分は、被告適格を欠く会派の代表者個人を被告とするものであり、不適法なものである。

b また、地方自治法 242 条 1 項 4 号後段は、怠る事実の相手方に対し自治体に代位してできる請求を限定的に列挙しているものであるところ、前記 a のとおり、政務調査費の交付の相手方が会派とされ、不当利得返還請求権の相手方は会派となる以上、原告がいう条例上の請求権が独自に生じるとしても、それは、民法上の不当利得返還請求権とは異なるものというべきであり、本件訴えは、地方自治法により認められていない代位請求を行う不適法なものといわざる得ない。

イ 本案についての主張

(ア) 目的外の支出がないこと

政務調査費の使途につき、地方自治法 100 条 13 項は「議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」と定め、また、100 条 12 項によれば、各地方公共団体が独自の判断に基づき使途基準・使途制限を設けることを可能にしている。そして、同法を受けて制定された条例においては「区政に関する調査研究」の経費として使用されることが

求められるところ、品川区の地方行財政に関する調査研究の対象は広範囲にわたるものであるから、規程別表によれば、かような調査研究にまつわる一切の経費が研究費に含まれると解される。この点、地方自治法が調査研究に直接必要な費用のみならず、調査研究に「資する」経費の支出を認めていることに留意すべきである。

また、条例を受けて定められた規程3条及び別表は、支出項目として研究費等7項目の費目を挙げた上、研究費として「品川区の事務及び地方行財政に関する調査研究に要する経費ならびに調査を委託する場合の経費」と定め、例示として調査委託費、国内視察調査費、海外での調査研究費、翻訳料、交流会経費、交通費、宿泊費、食糧費、飲食費を列挙しており、そのような支出がされることは規程自体が予定されており、規程自体が予定する支出につき、政務調査費の支出場所以外に何らの事実を摘示することなく、区政に関する調査研究以外の経費に支出されたと断することは困難である。

区議団のみならず、他の会派においても、政務調査費として飲食費及び食糧費を支出しているものであり、原告らの主張は、法及び品川区の条例等の規程を無視した独自の見解にすぎない。

(イ) 被告の返還義務の不存在

- 前記のとおり、政務調査費の目的外の支出がない以上、被告において、区に対し何らかの返還義務を負うことはない。
- また、本件において、被告は、個人として政務調査費を受領したことも使用したこともなく、品川区に返還すべき利得もない。

(ウ) 不法行為による損害賠償義務の不存在

- 原告らの主張は、民法719条に定める、共同不法行為性、各行為者と損害の因果関係、故意又は過失等といった成立要件が必要であるところ、原告らは、かかる成立要件に沿った主張をしておらず、主張

自体失当なものというべきである。

b そもそも、本件各支出は、条例等によって認められた使途の範囲内であり、目的外の支出ではない。また、仮に、目的外の支出であるとしても、品川区長は、条例9条に基づき条例上の返還請求権を有しているのであるから、品川区には何らの損害は発生していない。

(エ) 区議団による政務調査費の返還

品川区は、平成16年1月13日、区議団に対して交付した平成13年度政務調査費について、当該政務調査費の一部返還金31万3286円及びこれに対する平成14年4月1日から平成16年1月13日まで年10.95パーセントの割合の延滞金6万1317円を区議団より受領した。

したがって、品川区には、原告らの減縮後の請求にかかる不当利得返還請求権及び損害賠償請求権を基礎付けるに足りる損失及び損害は存しない。

第3 爭点及び争点に関する当裁判所の判断

本件の争点は、①本件訴えのうち、品川区に代位してする被告に対する不当利得返還請求又は条例9条に基づく請求に係る部分の適法性（争点1）、②本件支出が目的外のものであるか否か（争点2）、③品川区の損失又は損害の存否（争点3）である。

1 争点1（本件訴えのうち、品川区に代位してする被告に対する不当利得返還請求権及び条例上の返還請求に係る部分の適法性）

(1) 不当利得返還請求権に基づく請求の被告適格

4号後段請求の被告は、訴訟の目的である地方公共団体が有する実体上の請求権を履行する義務があると主張されている者をいうと解されるところ、4号後段請求の原告が特定の権利の存在を主張する場合において、被告がその権利に対応する義務の主体たり得ないと主張は、まさに、請求権の存否

自体に係る問題というべきであるから、被告適格の問題ではなく、本案の問題ということになる。

そうすると、仮に、被告の主張どおり、被告が不当利得返還義務の主体となることがないとしても、この主張は、本案に関する主張としかなり得ないというべきで、これにより、被告が被告適格を有せず、本件訴えが不適法になることはなく、被告の主張は採用し得ない。

(2) 条例上の返還請求権に基づき 4 号後段請求をすることの可否

ア 条例上の返還請求権の法的性質

条例 9 条 1 項は、「代表者は、当該会派が交付を受けた政務調査費を区政に関する調査研究以外の経費に支出した場合は、当該経費に相当する額を区長に返還しなければならない。」と定めている。

同項が想定しているように、政務調査費が本来の目的外に使用された場合、これを使用した者は品川区の損失において利得を得ていることになるから、品川区はその者に対して不当利得返還請求権を有することとなるが、政務調査費が会派に交付されたことからすると、その使用者も会派となるところ、会派がいかなる組織を有すべきかなどについては法令上特段の定めがないため、これを一個の社団として権利義務の主体と取り扱うことができるか否かは明らかでなく、品川区としては、不当利得の返還請求を誰に対してすべきかが明らかでないこととなる。そこで、条例は、上記のように定めることにより、会派の社団性の有無にかかわらず、少なくとも会派の代表者には品川区からの不当利得返還請求に応ずべき義務があることとし、法律関係の明確化を図っているものと解するのが相当である（なお、会派に社団性がある場合には、会派もまた不当利得返還義務を有することは、民法上明らかであるから、代表者は会派とともにその義務を負うこととなり、両者の関係は不真正連帶債務となると考えられる。）。

すなわち、同項は、本来民法上の不当利得返還義務を負う者とともに、

又は、その者に代わって、会派の代表者がその者と同様の義務を負うことと定めたものであって、会派の代表者に特別の不当利得返還義務を課したものと解すべきである。

イ 条例上の返還請求権に基づく4号後段請求の可否

地方自治法242条の2第1項4号は、住民訴訟が認められる類型として、普通地方公共団体に代位して行う当該職員に対する損害賠償の請求若しくは不当利得の返還請求又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に対する法律関係不存在確認の請求、損害賠償の請求、不当利得返還の請求、原状回復の請求若しくは妨害排除の請求を列挙しているところ、住民訴訟が地方自治法がこれを特に定めることにより初めて認められる客観訴訟であることにかんがみれば、法の列挙は限定列举と解すべきである。もつとも、同号が定める不当利得返還の請求は、民法が定める不当利得返還請求権の行使に限定されるものではなく、民法以外の法令が特に定めた不当利得返還請求権の行使をも包含するものというべきである。

そうすると、本件で問題となる条例上の返還請求権は、前記アのとおり、民法上の不当利得返還請求権自体ではないものの、条例が特に定めた不当利得返還請求権であるから、4号後段請求として代位行使が認められる請求権の類型には該当するものというべきである。

(3) 以上によれば、本件訴えのうち、民法上の不当利得返還請求権に基づく請求に係る部分はもとより、条例上の返還請求権に基づく請求に係る部分もまた適法ということになる。

2 爭点2（本件支出が目的外のものであるか否か）

(1) 各項掲記の証拠によれば以下の事実が認められる。

ア 平成13年7月22日の被告が「執行部会」と称する会合（内容は各種団体政策要望調整会議であるとする。支出金2万6000円）、同年9月7日の被告が「区議団・党総会」と称する会合（内容は第3回定例会議案

等研究であるとする。支出金30000円。なお、同日には同名目の会合が中華料理店でも行われている。）、同年10月1日の被告が「政調会・第1部会・区民調査会」と称する会合（内容は商店街振興意見交換会であるとする。支出金15000円）、同年11月22日の被告が「政調会・第2部会・文教調査会」と称する会合（内容は学校安全問題についての検討会であるとする。支出金25000円）、同年12月5日の被告が「政調会・特別部会・清掃リサイクル調査会」と称する会合（内容はゴミ対策とリサイクル視察調査であるとする。支出金35000円）は、いずれも品川区大井1-19-10所在の「カラオケバー千泉」で開催された。同店は、品川区役所近くにある店であり、原告佐藤が調査のために、金曜夜に赴いた際には、10人ほどのホステスがあり、店内にはカラオケと話し声が大きな音量で流れていた（甲第14号証A-1、甲第15号証）。

イ 平成13年7月14日の被告が「政調会・第1部会・区民調査会」と称する会合（内容は産業振興・景気動向調査研究であるとする。支出金4万3600円）は、東京都中央区銀座3-5-18所在の「キャバレー白いばら」で開催された。同店は、銀座にある老舗といわれるキャバレーで、店の入り口にはホステスの写真が掲げられ、店内はかなり広く、バンド演奏付きでダンスなどができるようになっている。ホステスが接客する形式であり時間帯によってはショーが行われることもある。調査のため入店した原告佐藤らによれば、特に卑わいな雰囲気はないが、絶えず接客が続いているものとされている（甲第14号証A-2、甲第15号証）。

ウ 平成13年9月25日の被告が「区議団」と称する会合（内容は都連青年部・青年局城南ブロック意見交換であるとする。支出金10万5000円）は、東京都港区六本木5-2-11所在のパブ「エリコクラブ」で開催された。同店は、六本木にあるクラブで、ビルのエレベーターを降りると既に店内に入るようになっている。店内にはミニスカートの若いホステ

スがあり、調査にいった原告らは、入店はしなかったが、エレベーターからでも店内には紫がかかったピンクのソファーやカラオケセットがあり、ピンク色の照明が見えた（甲第14号証A-5）。

エ 平成13年11月28日の被告が「政調会」と称する会合（内容は自民党青年局との意見交換会であるとする。支出金1万8596円）は、東京都中央区銀座6-7-12滝山ビル所在ライブハウス「ケント銀座」で開催された。同店は、ライブハウスであり、オールドミュージックを中心としたライブ演奏を売り物にしたものであり、店の中には大きなボリュームの音が響いており、調査にいった原告佐藤及び原告ら代理人千葉によると、相手が何を話しているのかも聞き取れないような状況であった（甲第14号証A-7）。

(2) 本件各支出が目的外のものであるか否か

上記の事実によれば、本件各支出がされた場所は、女性店員による接客が行われるか、大きな音響が常に響いているかのいずれか又は両方に該当するものであり、それに加え、前記各号証の写真により認められる各店舗の外観等をも考慮した場合、上記(1)で認定した各会合を開催し、各記載の内容の意見交換や会議を行うにはそぐわないものであるばかりか、通常は遊興のみを行う場所であることが一見明白である。また、これらの会合の一部が目的として掲げる調査との関係についても、ゴミ対策とリサイクル調査についていえば、視察であると称しながら、本件各支出の機会だけでも既に5度その店で行っており、また、景気動向調査研究についていえば、区議の活動とは直接は関係を有しない区外の店舗であり、調査対象として適切とはいひ難いこと、調査を行った成果物が特段提出されていないことにかんがみれば、上記各店舗は、そのような調査にはなじまないと推認すべきものであり、他にこれを覆す証拠は認められない。

そうすると、本件支出が行われた場所は、いずれもそれが行われた目的に

は到底そぐわない場所であるといわざるを得ず、その場所と目的との乖離があまりに大きいことにかんがみれば、現に区政に関する調査研究に用いられたことを示す具体的な主張立証がされない限り、本件支出は政務調査費の目的外のものであったものと推認すべきところ、被告は、当裁判所及び原告からの再三の要望にもかかわらず、本件各会合の内容等について具体的な主張立証をしなかったのであるから、本件各支出は、政務調査費の目的外の支出であると認定せざるを得ない。

被告は、地方自治法が調査研究に直接必要な費用のみならず、調査研究に「資する」経費の支出を認めていることや規程別表には、研究費の例示として、食糧費・飲食費が列挙されており、そのような支出がされることは予定されていることを主張する。

確かに、地方自治法は、被告の主張するような規定をしており、調査研究に直接必要な経費に限っているものではないものと解するのが素直であるが、単なる遊興費がこれに含まれないことは明らかであろう。そして、前記のとおり、本件各支出の場所が通常は遊興のみを行うところであり、それみからそれが目的とした調査とは全く無関係であると推認される上、本件各支出がいかなる形で調査研究に資するものであるのかは証拠上全く明らかではないのであるから、仮に前記規定を被告の指摘するように解するとしても、そもそも、本件各支出は、調査研究に「資する」経費であるとすらえない。

また、規程別表に食料費、飲食費等が列挙されてはいることも被告の指摘どおりであるものの、その例示の前には、品川区の事務及び地方行財政に関する調査研究に要する経費ならびに調査を委託する場合の経費との一般的定義が記載されているのであるから、食料費、飲食費であれば一切の経費が研究費に当たるものではないことはその記載のみからでも明らかで、規程別表の使途基準に列挙された食料費、飲食費とは、調査研究に要する経費として

のものに限られるというべきで、本件各支出がそれに当たらないことは前記のとおりである。そして、そもそも、規程は品川区議会議長の定めた訓令であるところ、法の趣旨及び条文に加え、乙第18号証の全国市議会議長会、政務調査費の交付に関する標準条例等検討委員会作成の報告書39ページ別表第2の使途基準中には、食料費・飲食費との項目ではなく、飲食関係の項目としては、せいぜい広聴費の茶菓子代が挙げられている程度であることにかんがみれば、規程別表の研究費の例示自体が法の趣旨に合致したものといえるかにも疑問があるところであり、いずれにしても、被告の主張は採用し得ない。

また、被告は、他の会派も同様の支出をしていることを主張するが、そのことにより、本件各支出の適否が左右されることがないことは、言うまでもないことである。

3 爭点3（品川区の損失又は損害の存否）

(1) 乙第28号証ないし第31号証の1及び2によれば、区議団の現幹事長である伊藤昌宏が、平成16年1月6日、品川区長に対し、平成13年度政務調査費の研究費及び会議費の支出のうち、31万3286円の支出が、誤解を招きかねない不相当な支出であったと認められるので、これに相当する金額を残余金として条例9条1項により返還するとし、その金額が本件各支出ほか1つの支出の合計であること及び平成16年1月13日に返還することを明示した上、文書で通知したこと、品川区長は、前記伊藤に対し、平成16年1月9日付で、交付確定通知額の変更を通知した上、品川区補助金等交付規則の準用により年10.95パーセントの割合で計算した延滞金6万1372円の支払いを請求したこと、前記伊藤が平成16年1月13日に、返還金及び延滞金を納付したことが認められる。

(2) これによれば、原告らが請求の減縮後問題とした本件各支出については、区議団が区に対しその支出相当額を返還したものと認められ、その部分に

限ってみれば、支出が事後的に会派若しくは当該会合に参加した会派の構成員によって負担されたとみるべきであり、品川区に損失又は損害が生じていたとしてもそれは事後的に区に填補されたといわざるを得ない。

(3) 原告らは、本件の返還金が本件各支出と対応しているものか疑問である旨述べるが、乙第28号証には、本件の返還金が本件各支出に相当するものであることを明示しており、その文中に「誤解を招きかねない不相当な支出」であるとか「残余金」といった記載はあるものの、条例9条1項により返還する旨の記載がされている以上、法的には本件各支出を「調査研究以外の経費に支出した場合」とみてこれを返還していると評価すべきものである。

また、原告らは、被告の主張が信義則に違反し又は時期に遅れた攻撃防衛方法に該当するため、主張を許さないものとすべきである旨主張する。

確かに、被告は、原告らの再三の求釈明の申立てにもかかわらず、区議団に対して「交付された政務調査費がどのように使用されたかについて知らない。」(被告準備書面V2ページ)などと述べ、その会議の具体的な内容等、出席者等について調査をして明らかにすることをせず、平成15年1月7日の第8回口頭弁論期日においては、求釈明に答える必要がない旨を明言し(当裁判所に顕著な事実、被告も平成15年12月12日付け上申書においてこの事実を認めている。)たものであり、これにより、早期結審を望んだ原告らがやむを得ず平成15年12月12日付けで、本件で問題とする支出を当初の208件から8件に限定した矢先、前記のとおり、区議団が、その部分のみに限って政務調査費の返還を行ったのであるから、原告らの立場からすると、区議団は、自ら最終的には政務調査費の使途に問題があったことを認めざるを得ない状況に至る事態であったにもかかわらず(法的にはこれを認めて返還したと認められることは前記のとおりである。)、自らそれを明らかにすることをせず、訴訟の終局が近づき、使途

に問題があったことが白日の下にさらされる可能性が生じるや、他の会派も同様の支出を行っている旨の主張をしたり、最終的に問題となった政務調査費のごく一部を返還することで、敗訴判決を回避しようとしたものであるかのように感じられるのも無理からぬところである。

しかし、訴訟法上の観点でこれをみた場合、訴訟係属中に損害が填補された旨の事実が主張された場合、これを信義則や時期に遅れた攻撃防御方法に当たるものとして却下した上、請求を認容するというのは、極めて特殊な事情の存在が必要であるというべきであり、本件では、区議団が損害を填補している事実は明らかに認められ、その政治的当否は問題となるものの、訴訟法上これを判断の基礎としない特殊な事情が存するとまでは認められず、原告らの主張は採用できない。

(4) そうすると、品川区には現時点では損失又は損害がないこととなるから、その余の点について判断するまでもなく、原告ら主張の請求権は、いずれも存在しないこととなる。

第4 結論

以上の次第で主文のとおり判決することとし、訴訟費用の負担については、本件が少なくとも政務調査費の一部につき被告所属の区議団が目的外に使用したことと端を発していることや、上記一連の訴訟の経緯にかんがみ、行政事件訴訟法7条により準用される民事訴訟法62条の趣旨に加え、同法61条、65条1項本文を適用し、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 藤山雅行

裁判官 廣澤 諭

裁判官 加藤 晴子

別紙一覧表

支出番号	年	月	日	支出の相手方(飲食店)	店の種類	支出金額
69	13	7	22	千泉	カラオケバー	26,000
92	13	9	7			30,000
105	13	10	1			15,000
127	13	11	22			25,000
136	13	12	5			35,000
59	13	7	14	富士商事株式会社(白いばら)	キャバレー	43,690
100	13	9	25	エリコクラブ(ERIKOCLUB)六本木	パブ	105,000
133	13	11	28	ケント(KENTO'S GINZA)	ライブハウス	18,596
合計						298,286

これは正本である。

平成 16 年 4 月 13 日

東京地方裁判所民事第 3 部

裁判所書記官 平野 照男

